

健水発第 0408001 号
平成 20 年 4 月 8 日

各都道府県・政令市・特別区水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 60 号。）が、平成 20 年 3 月 28 日に公布され、平成 20 年 10 月 1 日から施行されることとなった。

については、下記に留意の上、貴管下の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者に対しこれを周知するとともに、その施行に遺漏のないようにされたい。

記

1. 改正の趣旨

水道施設については、地震が発生した場合においても生命の維持や生活に必要な水を安定して供給する必要があるため、施設の耐震化を図り、被害の発生を抑制し、影響を小さくすることが重要である。

しかし、現在の水道施設は十分に耐震化が図られていると言える状況ではなく、近年発生した大規模な地震においても、水道施設に多大な被害が生じている。

水道施設の多くが今後、更新時期を迎えることから、更新の際に適切な耐震性能を有するものを整備することが、耐震化を推進する上で重要である。そのため、水道施設の備えるべき耐震性能をより明確なものとし、水道施設の更新の際等に適切な耐震性能を有する水道施設の整備が図られるよう省令の改正を行ったものである。

2. 改正の概要

地震被害が水道施設としての本来の機能に与える影響及び地震被害が水道施設以外に与える二次的影響の視点から水道施設をその重要度に応じて 2 つに区分し、それぞれに備えるべき耐震性能の要件を明確化したものである。

3. 留意事項

- (1) 第1条第7号イに規定する「当該施設の供用期間中に発生する可能性の高い」とは、地震動の発生確率の観点から当該施設の設計供用期間に発生する可能性が高いことをいうものであること。
- (2) 第1条第7号イに規定する「健全な機能を損なわない」とは、施設の設計能力を損なわないことをいうものであること。
- (3) 第1条第7号イ及びロに規定する「機能に重大な影響を及ぼさない」とは、一定の機能低下をきたしたとしても、速やかに施設の機能が回復できる程度の影響に留まることをいうものであること。
- (4) 第1条第7号イ(2)に規定する「破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高いもの」とは、破損した場合に住民の財産等に直接重大な損害を及ぼすおそれが高い施設、塩素などの危険物の流出を招き周辺的生活環境等に重大な被害を及ぼすおそれが高い施設等をいうものであること。
- (5) 第1条第7号イ(3)(iv)の規定は、配水本管を有しない水道において、配水池等のうち少なくとも最大容量を有するものにより高い耐震性能を求めたものである。ただし、最大容量を有さないものであっても、同等程度に重要度の高い配水池等については、同様のより高い耐震性能が確保されることが望ましいこと。
- (6) 施設全体として備えるべき耐震性能が確保されるよう、構造物と一体をなして施設の機能の維持に深く関わる機械設備、電気設備、計装設備、施設内の配管についても、その耐震性能に配慮すること。

4. 経過措置の考え方

改正省令の附則では、「この省令の施行の際に現に設置され、又は設置の工事が行われている水道施設」（以下、「既存施設」という。）について、当該施設の大規模の改造のときまでは、改正後の規定を適用しないとの経過措置を置いている。これは、時を移さずこの省令の第1条第7号イ又はロの規定に適合させることが望ましいが、全ての水道施設を直ちに適合させることはできないという実情を考慮したものである。なお、厚生労働省としては、既存施設に関してもできるだけ速やかに新基準に適合させることが望ましいと考えているので申し添える。